

補充原則1		【基本機能】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の利益を確保可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の役割を以下のとおり定義する。顧客により良い金融商品を提供するための理念を明かし、その理念に基づいたガバナンスの構築と実施を行うべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
補充原則2		【付加価値】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクト/ガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体のプロダクト/ガバナンスの実効性や組織・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を確保するために、品質管理に関与する保証の仕組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要に応じて品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクト/ガバナンスの実効性に関する検証を踏まえ、特にプロダクト/ガバナンスの運用に関する体制を定すなどPOAサイトを確立すべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
補充原則3		【金融商品の組成の目的の明記】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も適合するものであることを勘案し、商品の持続可能性や商品価値としての価値を確保すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を確保する観点から、販売対象として想定する顧客層を明記し、金融商品の組成に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携を行うべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であることを検証するとともに、悪影響が生じない適切な検証期間の下でリスク/ランコストの合理性を確保すべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の真実状況、取引経路、商品提供目的のニーズ等を考慮して、詳細にわたる検証を行うべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客層も特定すべきである。また、複雑な金融商品や提供/分付手段等が特徴的な金融商品については、どのような顧客ニーズに適合させるよう構成しているのか、また、それが当該金融商品に適合しているかを検証し、より詳細な顧客属性を特定すべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製品全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者の理解や販売の促進に必要となる顧客の理解を適切に行うべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報について、事前に取組みを行うべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、最下部の対応する原則に記載	最下部に記載	
補充原則4		【金融商品の組成後の検証】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品価値・提供・管理のプロセスを含めたプロダクト/ガバナンスの体系的検証を行うべきである。必要に応じて活用すべきである。 また、検証を促すための顧客の理解を適切に行うとともに、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が一致しているかを検証し、必要に応じて運用/商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、悪影響が生じない適切な検証期間の下でリスク/ランコストの検証を適切に行うべきである。検証期間の延長は、当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が期待できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品の提供、補正措置等の検討を行うべきである。その後の商品価値・提供・管理のプロセスを含めたプロダクト/ガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の組成に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に関する情報のほか、販売対象となる顧客の真実状況も含まれる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を求めない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の改善を行うべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から提供された情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者へ還元すべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先に対して運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や運用/分付手段を改善する観点から、金融商品の組成に携わる金融事業者の提供に携わる金融事業者の間の連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載	
補充原則5		【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供できるように、運用体制やプロダクト/ガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の組成に携わる金融事業者を通じて、その運用体制等に関する金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融商品のリスクを正しく認識して、運用の責任や運用の責任を要するに負う者について、本人の意思の下、氏名、業務実績、投資方針等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等も情報提供すべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	方針6「お客さま本位の業務運営方針」にかかわる成果指標(KPI)、対応する原則に記載	最下部に記載	

【照会先】	
部署	保険サービス統括部 事業戦略グループ コンプライアンス推進グループ
連絡先	03-5442-1185